

目次	
第1章 総論	1
第2章 技術相談	6
第3章 依頼試験	7
第4章 機器利用	8
第5章 受託技術支援	9

第1章 総論

(目的)

第1条 本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という）の支援事業に関する、お客様と都産技研との基本的な合意事項を定めるものです。

2 第1章では、全支援事業に共通する、お客様と都産技研との合意事項を定めます。

3 支援事業ごとに定める必要のある事項は、第2章以降に定めます。

4 第1章で定めのある事項で、第2章以降に第1章と異なる記述がある場合、第2章以降が優先されます。

(支援事業)

第2条 本約款で対象とする支援事業は、お客様の事業に係る技術支援を目的とし、次の各号のとおりとします。

(1) 技術相談

お客様からの相談にもとづき、課題解決や製品化に向けた助言を行う事業

(2) 依頼試験

お客様の事業に係る製品や部品、試作品、材料等をお預かりし、製品・技術開発における試験を実施し、試験報告書を発行する事業

(3) 機器利用

お客様の事業に係る製品や部品、試作品、材料等の試作、測定、分析に必要な機器及びその利用環境を提供する事業

(4) 受託技術支援

お客様の事業に係る製品・技術開発等において、公知の技術を組み合わせお客様ニーズへ柔軟に対応した支援を行い、実施報告書を発行する事業

(サービスの範囲)

第3条 都産技研は、前条の支援事業について、支援事業ごとに定める範囲のサービスを提供します。

(用語の定義)

第4条 本約款に用いる用語を、次の各号の通り定義します。

(1) お客様 第7条に定める利用資格を有し、都産技研に対し、第2条に定める支援事業の利用の申込み又は利用に関する相談を行った法人、個人事業主又は創業を予定している個人

(2) 第三者 お客様又は都産技研に所属する職員以外の者

(3) 中小企業 次のいずれかに該当する法人又は個人事業主
ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業（中小企業者）
イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）

ウ) 都産技研が認めた者

- (4) 通信機器 電話、電子メール、Webサイト、FAXなど支援事業の申込みに利用できる機器等
- (5) 機密情報 お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された物品等及び当該物品等に関する技術情報並びに本支援事業について実施の結果、その他支援事業実施にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報
- (6) 外部専門家 都産技研が委嘱、業務委託する技術的知見を有する都産技研に所属しない者
- (7) 申込書および承諾書 都産技研が提供する技術支援の範囲を提示し、またお客様が本約款を含む各条件に同意することを示す書類で支援事業ごとに定めるもの
- (8) 料金等 支援事業の利用に際してお客様にご負担いただく料金（手数料、利用料又は受講料等）又は受託料
- (9) 見積書（規程様式1、2） 支援事業をお客様が指定する条件で提供する際にお客様に負担いただく料金等を記載した書類で、都産技研の押印があるもの
- (10) 計算書（規程様式3、4） 支援事業をお客様が指定する条件で提供する際にお客様に負担いただく料金等を記載した書類で、都産技研の押印がないもの
- (11) 請求書（規程様式5、6） お客様が支援事業を利用する上で、都産技研がお客様に対して請求する料金等を記載した書類
- (12) 領収書（規程様式7、8） 都産技研が、お客様から料金等を受領したことを証明する書類
- (13) 提出物 支援事業の利用に必要な、お客様の製品、部品、材料等及びそれらを機器等に固定する治具、その他資料、データ等お客様から都産技研へ提出いただく物品等
- (14) 成果物 支援事業実施の結果を報告するための書類で、支援事業ごとに定めるもの
- (15) 成果物関連資料等 成果物の一部ではないが成果物に関連して提供する資料文書並びに都産技研が作製した試料及び試作品等
- (16) 終了 成果物を発行する支援事業においては成果物を発行すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援事業においては役務の提供を完了すること。
- (17) 終了日 支援事業を終了した日
- (18) 履行 成果物を発行する支援事業においては成果物をお客様に手交すること。ただし、成果物を郵送する場合は成果物を郵送すること。成果物の発行によらず役務の提供を行う支援事業においては終了と同じ。
- (19) 履行日 支援事業を履行した日
- (20) オンライン実施 技術相談又は受託技術支援において、Web会議システムを用いて、映像及び音声を同時に使用してリアルタイムに実施するもの

(約款の改定)

第5条 都産技研は、本約款を随時変更ができるものとします。2 都産技研は、約款の変更前に変更の旨の掲示を行うものとします。

3 改定後の約款は、改定日以降に締結された契約に対して適用されます。

4 お客様は、都産技研が変更した約款に同意し、従うものとします。これに従わない場合は、支援事業の契約を解除できるものとします。

(設備機器の更新)

第6条 都産技研は、設備機器の仕様を随時変更ができるものとします。

(利用資格)

第7条 都産技研は、次の各号に該当する者に支援事業の申込み及び利用を認めます。

- (1) 日本で設立登記された法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者で、個人事業主又は創業を予定している個人）
- (2) 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これらに準ずる公的機関
- (3) 前号までに定める以外の者であって、都産技研が必要と認める者

2 都産技研は、前項に該当する者であっても、次の各号の一に該当する場合は、支援事業の申込み及び利用を認めません。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 都産技研反社会的勢力への対応に関する規程（30産技総総第724号平成31年1月31日制定）第2条の各号に規定する者
- (3) 前号、前々号に定める者以外で、都産技研が公序良俗に反すると認められた者
- (4) 外国為替及び外国貿易法にて規制される技術移転、その他、経済安全保障推進法及びその他の法令ガイドラインに基づき、都産技研が支援事業の実施について規制対象（支援事業の実施が禁止される場合の他、許認可の取得、届出、報告その他特別な手続が必要となる場合をすべて含む。）となる可能性があるとして判断した者
- (5) 都産技研により利用停止の措置を受けている者
- (6) 都産技研の役職員に対して暴行、暴言、誹謗中傷等を行う者

3 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項に該当すること又は第2項に該当しないことを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

4 前項までの他、必要に応じて支援事業ごとに利用資格を定める場合があります。

（申込み方法）

第8条 お客様が支援事業を利用する際は、原則としてお客様が押印又は署名を行った申込書および承諾書の提出により申込みを行うものとします。

2 前項にかかわらず、支援事業ごとに申込み方法の定めがある場合は、その方法により申込みを行うものとします。

3 都産技研は、原則として前項までに定めた以外の方法による申込みを受け付けません。

4 お客様は、本約款に合意したうえで申込みを行うものとします。

5 都産技研は、お客様の申込みをもってお客様が本約款及び支援事業の内容に合意したものとみなします。

6 見積書、請求書、領収書又は成果物の宛名又は名義を、お客様と異なる名義に変更を希望する場合、その旨を記載した委任状を、原則として事前に、遅くとも申込時に提出するものとします。

7 お客様は、提出物が美術品等である場合、念書（規程様式17）を提出しなければなりません。

（契約の成立時期）

第9条 申込書および承諾書により申込みを行う支援事業については、お客様から提出された申込書及び承諾書を都産技研が受領し、お客様に対して控えを交付した時点を契約の成立時期とします。

2 前項以外の支援事業の契約成立時期は、支援事業ごとに定められます。

（契約の拒否）

第10条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、支援事業の申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) お客様の申込み内容が、故意又は過失の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合
 - ア) 他人名義や架空名義の利用が認められる場合
 - イ) 虚偽記載、誤記等の事実と異なる記載がある場合
 - ウ) 署名欄に記入漏れがある場合

(2) お客様が、以下のいずれかに該当するような、国内法令等に抵触する技術開発・製造・販売・成果物の取得を目的として支援事業を利用しようとする場合又は使用される恐れがある場合

- ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等
- イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害する恐れがあると認められる技術・物品・データ等
- ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等
- エ) 暴力団等の利益になると認められる、又は利益になる恐れがある技術・物品・データ等

(3) 試験・分析の対象が、例えば以下に該当するような、試験・分析を行うことが適切でないとして認められるものである場合

- ア) 公的機関等により取引に注意が促されている材料や商材
- イ) 効能に科学的な疑義が呈されている材料や商材
- ウ) 不当な手段で入手した材料や商材

(4) お客様が、利用しようとする支援事業以外の支援事業を含めた支援事業の利用について、都産技研に支払うべき料金等を滞納している場合、又は過去に滞納したことがある場合

(5) お客様が、利用しようとする支援事業以外の支援事業を含めた支援事業利用について、過去に都産技研から中止措置、契約解除、利用停止を受けたことがある場合

(6) 申込みの時点で、過去3年の間に、お客様が都産技研に対し通信機器により予約を含む利用の申込みを行った後に、お客様の責に帰すべき事由による予約若しくは利用の解除が3回以上行われている場合

(7) お客様からの提出物が美術品等で、都産技研の求める念書（規程様式17）をお客様が提出しない場合

(8) お客様からの提出物が人体や環境等に悪影響を及ぼすものの、又は都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすものと判断した場合

(9) 都産技研が支援事業を安全かつ適切に実施するために必要とし、提供を求める情報及び資料について、直ちに開示・提供しない、又は直ちに開示・提供することができない場合

(10) 依頼内容等が第2条の都産技研の支援事業の目的・内容に合致しない場合

(11) 人員や機器等の確保などの理由により、依頼内容等に対応した支援事業の提供が困難であると都産技研が判断した場合

(12) その他、お客様が支援事業を利用することが不適切又は不可能であると都産技研が判断した場合

2 前項に該当しない場合でも、都産技研は承諾の義務を負いません。

(権利譲渡の禁止)

第11条 都産技研は、お客様が都産技研より書面により承諾を得た場合を除き、支援事業の契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分を行うことを禁止します。

(料金等)

第12条 支援事業の料金は、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」(平成18年法人規程第24号) (以下、「料金規程」という。) で定めます。

2 前項のほか、(4) 受託技術支援に係る費用は、人件費、設備機器減価償却相当費、設備機器維持管理費、消耗品費(必要に応じて原材料を含む)、光熱水費、委託費、旅費等から必要経費を積算します。これを、受託料とします。

3 お客様には原則として一般向けの料金又は受託料(以下、「一般料金等」という。) を請求します。ただし、本約款で定める中小企業者に該当する場合は、中小企業向けの料金又は受託料(以下、「中小企業料金等」という。) を請求します。

4 前項にかかわらず、成果物の発行により履行が完了する支援事業で、当該支援事業の見積書、請求書、領収書又は成果物の宛名又は名義がお客様と異なり、そのいずれかが中小企業料金等の対象とならない場合は、一般料金等を請求します。

5 第3項にかかわらず、成果物の発行によらない役務の提供により履行が完了する支援事業で、お客様、料金等支払者又は役務の提供相手のいずれかが異なり、そのいずれかに中小企業料金等の対象とならない者が含まれる場合は、一般料金等を請求します。

6 お客様が東京都立産業技術研究センター災害復興技術支援に係る料金減額措置実施要綱(28産技経第27号)の対象となる場合は、要綱又は要領に定められた料金の減免を行うことができます。

7 お客様が前項の減免を受けることを希望する場合、各要綱又は要領で定められた手続きを行い、都産技研の承諾を受けるものとします。

8 第6項のほかお客様から減免の申請があり、都産技研が認めた場合は、料金等の減免を行うことができます。

9 都産技研がお客様に対して請求する料金は、請求書に記載されたものです。

10 その他、料金等に関して支援事業ごとの定めが必要な場合は、支援事業ごとに個別に定めます。

(見積書の発行)

第13条 お客様からの依頼があった場合、見積書又は計算書を発行します。

2 見積書及び計算書の有効期間は、発行後3か月間とします。

3 前項にかかわらず、見積書又は計算書の有効期間内に料金等の改定があった場合は、有効期限内であってもすでに発行された見積書又は計算書を無効とし、改めて料金等を算定します。

(料金等の支払期限)

第14条 支援事業の料金等は、原則として請求書が発行された後、支援事業の開始前までに支払うものとします。

2 前項にかかわらず、支援事業の特性により、支援事業開始日までに料金等の全部が確定できないと都産技研が判断した場合は、料金等確定後に料金等を支払うことができます。

3 都産技研は、お客様が公的機関等であり、該当するお客様から後納申請書(規程様式12)が提出された場合は、料金等の後納を認めることができます。

4 都産技研は、前項の後納を承認する場合は後納承認書(規

程様式13)を、承認しない場合は結果通知書(後納)(規程様式14)をお客様に対して発行します。

5 お客様の料金の支払い期限は、原則として請求書に記載されている期限とします。ただし、後納が認められている場合は、後納承認書に記載された期限とします。

(料金等の支払い)

第15条 お客様は、前条で定められた支払期限までに次の方法により請求書に記載された料金等を支払うものとします。

(1) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

(2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払い込み

(3) 都産技研が指定するクレジットカードによる支払い

(4) 都産技研が指定するデビットカードによる支払い

2 前項にかかわらず、必要があると認められる場合には現金で支払うことができるものとします。

(利用時間)

第16条 支援事業の利用時間は、原則として都産技研の営業日の9時から17時までのうち、12時から13時までの昼休み時間を除いた時間とします。

2 前項にかかわらず、支援事業ごとに利用時間の定めがある場合は、それに従います。

(契約の実施)

第17条 都産技研は、原則としてお客様からの料金等の受領を確認した後、支援事業(含む準備)に着手します。

2 前項にかかわらず、第14条第2項に該当する場合、都産技研は、料金等の受領前に支援事業に着手できるものとします。ただし、都産技研は、原則としてお客様からの料金等の受領を確認した後、成果物を発行します。

3 第14条第3項に該当する場合、都産技研は、料金等の受領前に支援事業に着手し、また成果物を発行することができるものとします。

(実施の委託)

第18条 都産技研は、支援事業の実施を外部に委託することがあります。

(秘密保持)

第19条 都産技研は、技術支援事業について原則として秘密保持契約の締結を行いません。

2 都産技研は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第56条2項において準用する同法第50条の規定により、機密情報についてお客様の書面による事前同意なしには、これらを当該支援事業の実施以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) お客様から提供又は開示を受ける前に、既に都産技研が所有又は取得していたもの

(2) お客様から提供又は開示を受ける前に、印刷物等で既に公知となっていたもの

(3) お客様から提供又は開示を受けた後、都産技研の責めによらず公知となったもの

(4) お客様から提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの

(5) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(6) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

3 都産技研は、前項を含めて地方独立行政法人東京都立産業

技術研究センター個人情報保護管理規程（28産技総総第778号）を遵守します。

4 都産技研は、第2項第5号又は第6号の通知・通報を、次の各号に示すとおりを実施します。ただし、法令又は公的機関からの要請において、次の各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

(1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること

(2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

5 第2項又は第3項の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことによりお客様に発生する損害について、都産技研は一切の責任を負いません。

（都産技研の責務）

第20条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって支援事業の契約内容を実施します。

2 第1章第2条で定められた技術支援を、第1章第3条で定められた範囲で実施します。

（お客様の責務）

第21条 お客様は、本約款を順守するものとします。また、お客様は、お客様が利用する支援事業に関与する者（お客様の従業員、学生等）に対しても、本約款を順守させるものとし、これらの者による違反行為等の責任を負うものとします。

2 お客様は、支援事業の申込みにおいて虚偽記載、記載不備及び誤記のない申込書および承諾書を提出するものとします。

3 申込書および承諾書の提出の遅延、又はお客様による虚偽記載、記載不備及び誤記により生じる支援事業の実施の遅延、成果物等の誤記又は成果物等の発行の遅延について、都産技研は一切の責任を負いません。

4 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成するものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではありません。

5 お客様は、設備機器及び装置等を操作するときは都産技研の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

6 お客様、又はお客様が利用する支援事業に関与する者（お客様の従業員、学生等）の故意又は過失により設備機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生し、都産技研又は第三者に損害が生じた場合、その賠償の責任はお客様が負うものとします。

7 お客様は、契約の実施にあたり必要な提出物を、決められた期限までにお客様の責任と費用により、都産技研の指定する場所に提出するものとします。

8 お客様は、都産技研が契約実施継続のために必要な提出物の提出を請求した場合、速やかに応じるものとします。

9 お客様は、都産技研から支援事業の目的、方法、内容及び提出物の内容等について説明を求められた場合、これに応じなければならないものとします。

10 支援事業を利用中又は利用後、支援事業に関して知り得た機密を第三者に漏洩してはならず、また支援事業の利用以外の目的に使用してはならないものとします。

（内容の変更）

第22条 都産技研とお客様の双方の協議・合意により、合理的な範囲において、支援事業の申込内容等を変更又は中止をすることができるものとします。ただし、支援事業ごとに定めのある場合は、内容変更又は中止を行いません。

2 お客様が申込内容等の変更を希望する場合、直ちにその旨を都産技研に通知し承諾を得るものとします。

3 都産技研の都合により実施内容の変更又は中止をする場

合、お客様に対して通知するものとします。

4 都産技研は、すでに着手した部分については原則として申込内容の変更又は中止を行いません。

5 前項にかかわらず、都産技研の都合により変更又は中止をする場合は、すでに着手した部分についても申込内容の変更又は中止を行うことができるものとします。

6 申込内容等の変更により料金等に変更が生じる場合は、お客様は変更後の料金等を支払うものとします。

7 第1項にかかわらず、都産技研は変更又は中止について、承諾の義務を負いません。

（都産技研の解除権）

第23条 都産技研は、次の各号の一に該当するときは、支援事業が実施中であっても、直ちに支援事業の実施を中断・中止し、その契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) お客様が都産技研に支払うべき料金等の支払いを遅滞した

場合

(2) お客様が法令又は本約款に違反したことが認められた

場合

(3) お客様又は支援内容が、第10条の各号の一に該当することが判明した

場合

(4) お客様の責めに帰すべき事由により、支援事業を実施又は継続できない場合、又は他のお客様が支援事業の利用できなくなった

場合

(5) お客様が料金等の支払日から3か月以内に支援事業の実施に必要な提出物を提出しなかった

場合

(6) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、その契約を維持することが困難であると都産技研が判断した

場合

2 前項の措置を行う場合、都産技研は、お客様に書面をもってその理由を通知することがあります。

3 都産技研は、第1項の措置を行う場合、当該支援事業に係る料金等が既に支払われているときには、これを返金させません。また、当該料金等が支払われていないときは、この支払いをお客様に請求できるものとします。

4 都産技研は、第1項の措置を行う場合、前項に定めるもののほか、都産技研が受けた損害について、その賠償をお客様に請求できるものとします。

5 都産技研は、第1項の措置を行うことによりお客様が受ける損害について、一切の責任を負いません。

6 都産技研は、第1項の措置を行うにあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

（お客様の解除権）

第24条 お客様は、支援事業の利用について、お客様の責に帰すべき事由でない場合で、都産技研が認めた場合に限り契約の取消、解除ができるものとします。

（提出物の返却）

第25条 都産技研は、お客様が支援事業の利用にあたり提出された提出物は、原則として、支援事業の履行後にお客様に返却します。提出物の返却に要する費用はお客様の負担とします。

ただし、提出物の性質上返却できないものは返却しません。

2 都産技研は、宅配業者等による輸送が原因で発生した提出物の破損、毀損、汚損について、一切の責任を負いません。

3 お客様は、提出物が第8条第7項で念書（規程様式17）を提出したものである場合、その返却を確認する書類等を提出するものとします。

（記録の保管）

第26条 都産技研は、成果物の発行を伴う支援事業では、成果

物の原本を、別段の定めのない限り、発行後5年間保管します。

(成果物の再発行・副本の発行)

第27条 都産技研は、成果物の再発行を行いません。

2 支援事業ごとに定めのある場合は、副本を発行することができます。

(撮影・録音の禁止)

第28条 支援事業について、お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらず禁止します。

2 前項にかかわらず、都産技研の許可を受けた場合は、その許可を受けた範囲内で撮影及び録音ができるものとします。

3 支援事業(1)技術相談について、お客様は前項の許可を口頭により得るものとします。ただし、都産技研から文書による申請を指示された場合はそれに従うものとします。

4 支援事業(2)依頼試験から(4)受託技術支援までについて、お客様が第2項の許可を得る場合は、支援事業の申込みの前に申し出るものとします。この時、都産技研から文書による申請を指示された場合はそれに従うものとします。都産技研が撮影又は録音を許可する場合は、各支援事業の「申込書および承諾書」に撮影を許可する範囲を記載します。

5 第3項又は第4項により許可を受けた場合でも、お客様は撮影又は録音に際し、次の各号を遵守するものとします。

(1) 安全確保等に必要な職員の指示

(2) 職員、施設・設備、他のお客様等周囲への配慮(職員及び他のお客様等の肖像権等への配慮を含む)

6 お客様が第3項又は第4項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は第5項に違反したと都産技研が判断した場合、都産技研は支援事業を中断・中止し、契約を解除できるものとします。

7 お客様が第3項又は第4項で定めた範囲を超えた録音又は撮影を行った場合、又は第5項に違反したと都産技研が判断した場合、都産技研は、写真、動画、音声等を記録・保存した媒体等を全て没収し、破棄できるものとします。また、都産技研は当該媒体等に係る費用を負担しません。

8 都産技研は、都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止し、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求できるものとします。

9 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害について、都産技研はお客様にその損害の賠償を請求できるものとします。

(知的財産権)

第29条 次の各号に定める知的財産権は、全て都産技研又は外部専門家に帰属するものとします。

(1) 支援事業を実施する際に都産技研又は外部専門家が配布した資料、著作物、講習・実習内容

(2) 成果物及び成果物関連資料に記載された仕様、手順、工程及び技法、技術等の内容

(3) 都産技研が開発・考案した技法、測定法、治具等

(4) 都産技研が作成した操作マニュアル等

(5) 図面、イラスト等をはじめとする成果物及び成果物関連資料等の著作権

2 前項について、お客様から提供を受けたもので、お客様が知的財産権を有するもの、及び公知のものは除外します。

3 第1項により知的財産権が都産技研に帰属する場合であっても、お客様が開示された情報が当該知的財産権の創作行為に実質的に貢献をしたと判断されるときは、当事者間で協議し、帰属及びその割合を決定できるものとします。

4 都産技研は、第1項に定めた都産技研又は外部専門家に帰属する知的財産権を、お客様が都産技研に無断で複製、転載、転用、引用、利用等することを禁止します。

(結果利用の制限)

第30条 お客様は次の各号に該当する成果物の記載内容及び成果について、都産技研の許諾を得ずに利用できるものとします。

(1) 測定等により得られた結果

(2) 技術相談等で配布した資料にある記載の、一般的な知識としての利用

(3) 造形機又は加工機により得られた物体等の、試作品としての利用

(4) 情報処理装置のソフトウェアの、試作品としての利用

2 都産技研は、成果、成果物又は成果物関連資料のうち、第29条で示した都産技研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて以下の使用方法を禁止します。

(1) 第29条第1項に示されたもののお客様の営利目的での利用

(2) 成果物又は成果物関連資料の一部若しくは全部を複製しての利用

(3) 技術相談等で配布した資料の全部の引用

3 お客様は、成果又は成果物のうち、第29条で示した都産技研又は外部専門家に帰属する知的財産権の範囲に含まれるものについて、第2項で指定したものを除き、事前に都産技研に書面にて申請を行った上、都産技研から許諾された利用範囲及び期限に限り利用できるものとします。

4 お客様は、都産技研の有する校正機関による定期的な校正を受けている機器の校正証明書、校正機関の許諾がある場合に限り複製して利用できるものとします。

5 第2項及び第3項について、お客様が特定し、制限できる範囲での提示と、お客様が特定し、制限できる範囲での提示を目的とした使用はできるものとします。

6 前項について、お客様が特定し、制限できない範囲に漏洩した場合は、お客様が責任を負うものとします。

(名義使用)

第31条 お客様は、支援事業で得られた成果(測定に用いた若しくは利用した機器等の名称又は試験名称等及び得られた結果を言います。)を、都産技研の名義、その他都産技研を示す名称、呼称、シンボルマークその他の標章等(以下、「名義等」という。)と共に、お客様が作成する広告物、商品カタログ、その他第三者に提示する媒体(紙面によるもののほか、Webサイト、ブログ、SNS等を含む。以下、「広報物」という。)に掲載できません。

2 前項にかかわらず、都産技研は、お客様から名義使用申請書(規程様式9)により、成果物に記載された結果の利用と共に都産技研の名義等を利用したい旨の申請があった場合は、名義の使用を承認することができるものとします。

3 都産技研は、前項の申請に対して、名義使用を承認する場合は名義使用承認書(規程様式10)を、承認しない場合は結果通知書(名義使用)(規程様式11)をお客様に対して発行します。

4 前項で名義使用を承認できる支援事業は、支援事業ごとに定めます。

5 第2項の申請をできる期間は、成果物の発行日を含め、5年以内とします。

6 名義使用が承認された場合、承認期間は名義使用承認日から5年間とします。また、承認期間を過ぎて更に名義使用を継続する場合の再申請を妨げません。なお、再申請は、承認期間内に申請するものとします。

7 名義使用は、都産技研が申込書および承諾書に基づいて実施した試験等の結果（依頼品名、実施条件などを含む）に対してのみ認め、都産技研が行った試験等の結果に対する考察及びコメント等（試験結果から得られる推測、仮定、推論など）に対しては認めません。

8 名義使用する広報物の前後又は全体から、都産技研が次のいずれかに該当すると判断した場合は名義使用を認めません。

- (1) 都産技研が対象の製品や技術の性能を証明している、又は第三者がそのように誤認するおそれがある表現
例) 製品や技術の性能と、都産技研の行った試験等の間に因果関係が無い又は不明確な場合
- (2) 対象の製品や技術について第三者が優良誤認する等、法令、官公庁・所属団体等が定めるガイドラインなどに抵触するおそれのある表現又は表示がなされる場合
例) 景品表示法第5条
- (3) その他、都産技研が試験等の結果の掲載が不適切であると判断する場合

9 前項以外の場合について必ず名義使用を認めることを保証するものではありません。

(賠償等の請求)

第32条 都産技研は、お客様が第29条、第30条又は第31条に違反したと認められる場合、お客様に対して支援事業の提供を中止するとともに、違反した状態の解消、違反した物品等の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。

2 都産技研は、お客様が許諾を与えた第三者が、第29条、第30条又は第31条に違反したと認められる場合、お客様に対して第三者に代わり、違反した状態の解消、違反した物の回収、訂正広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。

(免責)

第33条 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、支援事業の実施にあたりお客様及び第三者の怪我等の事故、損失及び損害については、都産技研は一切の責任を負いません。

2 前項に示す都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合において、お客様から念書（規程様式17）が提出されている場合については、それに記載の内容に基づくものとします。

3 都産技研は次の各号の一に該当する場合、製造物責任法上の責任を含め、お客様に対して一切の責任を負いません。

- (1) 設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合
- (2) 修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、契約不適合の責任が生じる場合

4 都産技研は、お客様が支援事業により得られた助言・情報・成果物及び成果物関連資料を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負いません。

5 都産技研は、支援事業の実施について、実施内容の妥当性、最新性、確実性、有効性、有用性及びその他お客様の目的への合致を保証しません。

6 都産技研は、支援事業の実施の結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証しません。

7 都産技研は、お客様の責めに帰すべき事由により、支援事業の実施の遅延、成果物の過誤、お客様の利用の中止・中断等が生じた場合、一切の責任を負いません。

8 第3項にかかわらず、都産技研は、支援事業の実施内容に重大な過誤があり、かつ当該過誤について都産技研に故意又は

重大な過失が認められる場合には、お客様と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、支援事業の実施日における標準的な技術から予見困難な内容は、重大な過誤には含まれません。

(1) 都産技研の費用負担による、当該支援事業の契約内容の再実施

(2) お客様が支払った料金の総額を限度額とした、お客様が被った損害の賠償

9 前項の請求は、支援事業の履行日から1年以内に行わなければならないものとします。

(不可抗力)

第34条 都産技研は、天災地変、社会インフラ（公共交通機関、通信ネットワーク網等）の事故、外部専門家の事故・急病、その他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難な場合、お客様と協議の上、契約を変更又は解除できるものとします。

(協議)

第35条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

(合意管轄)

第36条 本約款、個別の合意事項及びその他の契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 技術相談

(目的)

第1条 本章は、第1章第2条で定める支援事業のうち、(1) 技術相談に関するお客様と都産技研との合意について、第1章に定めのない事項を定めるものです。

(サービスの範囲)

第2条 技術相談の範囲は次の各号に定めるものとします。

- (1) 研究開発・製品開発・設計・製造・営業・販売・マーケティング（以下「産業技術」という。）に関する情報の提供
- (2) 産業技術に関する技術的な助言・解説
- (3) 技術支援事業の解説
- (4) 技術支援事業を進めるにあたって必要な打合せ・調整
- (5) 以上各号に付帯する業務

2 前項の範囲に、次の各号は含まれないものとします。

- (1) 技術相談を除く支援事業の実施
- (2) 相談の内容を整理する文書、評価あるいは所見を内容とする文書、その他技術文書等あるいはこれに類する文書の作製
- (3) 弁護士及び隣接法律専門職者の専権業務及び周縁業務
- (4) 法律・法令・規格等の適合の合否判断
- (5) その他、お客様の活動の実務

(申込み方法)

第3条 技術相談の利用の申込みは、口頭又は通信機器により、都産技研がお客様から連絡を受けることにより行われたものとします。

(契約の成立時期)

第4条 技術相談の契約は、お客様の申込みに対して都産技研

職員が承諾したときに締結されるものとします。

(技術相談の方法)

第5条 技術相談の実施は、面談のほか、通信機器により行うものとします。

2 技術相談の実施に際してお客様が利用する通信機器等は、お客様の負担及び責任で準備するものとします。

3 オンライン実施の場合は、都産技研が利用しているWEB会議システムを利用するものとします。

4 オンライン実施の際は、都産技研が主催し、会議用URLを発行するものとします。

5 都産技研は、オンライン実施を円滑に実施するため、参加アカウント数を制限できるものとします。

6 都産技研は、オンライン実施の際に利用者の参加を、映像及び音声で確認するものとします。

7 お客様は、同一法人内に限り、Web会議用URLを複数名で共有できるものとします。

8 お申込みいただいた法人以外の第三者が同席する場合は、お客様が事前に都産技研に申し出て、都産技研が承諾した場合に限りです。なお、この申し出及び承諾は、口頭又は書面によります。

9 お客様が、オンライン実施時に、資料等を電子データで共有することを妨げません。

10 オンライン実施で生じる通信料はお客様の負担とします。

11 通信手段等の不具合によりオンライン実施ができない場合は、別の日程、方法等に振り替えることがあります。

(オンライン実施における禁止事項)

第6条 お客様が次の各号の行為を、お客様自ら又は第三者を通じて行うことを禁止するものとします。

(1) オンライン実施の内容等を無断で第三者に視聴させる、又は視聴可能な状態にする行為

(2) オンライン実施の内容等を録画、録音、撮影、キャプチャー、配信、オンライン上にアップロードする行為その他これらに類する行為

(3) オンライン実施の内容等を第三者に視聴させ、金銭を得る行為

(4) オンライン実施で使用している機器、ソフトウェア等に不正にアクセスし、又はそれらの利用及び運用に支障を与える行為

(成果)

第7条 技術相談では成果物を発行しません。

(契約の履行)

第8条 技術相談は、お客様からの相談に対して都産技研が回答した時点で履行されたものとします。

(連携協定機関等との協働)

第9条 技術相談事業を効果的に実施する為に連携協定機関等と協働して対応することがあります。

(名義使用)

第10条 技術相談では名義使用を認めません。

第3章 依頼試験

(目的)

第1条 本約款は、第1章第2条で定める支援事業のうち、(2)

依頼試験に関するお客様と都産技研との合意について、第1章に定めのない事項を定めるものです。

(サービスの範囲)

第2条 依頼試験とは、技術相談等から派生するものであり、お客様の依頼内容に基づき、都産技研が請負業務として実施し、試験報告書を発行するまでを範囲とするものです。

2 依頼試験の個別の適用範囲は、都産技研依頼試験実施要綱申込書および承諾書(様式1)及び試験内容(様式2)(以下、様式1と様式2をあわせたものを「試験申込書及び承諾書」という。)に記載された範囲の試験を実施し、成果物を発行するまでとします。

3 「試験申込書および承諾書」の記載内容は、都産技研とお客様との合意のうえで決定することとします。

(申込み方法)

第3条 依頼試験の申込みは、前条に定める「申込書および承諾書」を使用して行うものとします。

2 前項の申し込みは、来所、郵便、電子データ等の通信、又はFAXにより行うことができます。

(申込み内容の変更又は中止)

第4条 第1章第22条で示すもののほか、申込み内容の変更又は中止については、都産技研が成果物を発行する前までにあらかじめ申し出るものとします。

2 依頼内容の変更に対して、都産技研が変更に対応することができないと判断した場合には、それに対応しない場合があります。

(支払い期限)

第5条 第1章第14条に示すものに加え、都産技研は、支払いが確認されてから試験に着手します。ただし、試験の特性により、着手前に料金が確定できないと都産技研が判断した場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの場合については、お客様は請求書発行後速やかに料金等を支払うものとし、試験結果及び成果物については支払いが確認された後に発行するものとします。

(試験の実施)

第6条 試験に必要な提出物については、お客様の責任と費用により、都産技研が指定する場所に提出するものとします。

2 都産技研は、試験実施後に同提出物を返却するものとし、この際の費用についてもお客様の負担とするものとします。

3 お客様の試験への立ち会いは原則として禁止します。ただし、都産技研が試験実施に不可欠と判断した場合は、この限りではありません。

(成果物の発行)

第7条 都産技研は、試験終了後に発行する試験報告書をもって依頼試験の履行完了とみなします。

2 試験報告書は、原則日本語での発行のみとします。ただし、都産技研が必要と認めた依頼試験についてのみ英語の翻訳文を附して発行します。

3 試験報告書の副本は、試験報告書の発行日から1年間以内の発行のみとします。ただし、試験品の一部を添付している試験報告書の副本の発行については、試験の申込み時に依頼のある場合又は都産技研が可能と認めた場合に限りです。

4 試験報告書は、原則郵送にて、申込書及び承諾書に記載の住所へ送付します。ただし、事前に都産技研に申し出て、都産技研が承諾した場合に限り、お客様の別事業拠点へ郵送先を変更します。

(成果物の修正又は変更)

第8条 都産技研は、都産技研の責めに帰すべき事由による場合を除き、発行後の成果物の修正又は変更は行いません。

2 都産技研は、都産技研の責めに帰すべき事由により、やむを得ず成果物の修正又は変更をする場合は、お客様に対し料金等を請求しません。

(成果物の保証範囲)

第9条 成果物に記載された試験結果は、当該試験に供された依頼品に対するものであり、材料、部品、製品等の商品全体の性能・効能等を保証するものではありません。

(名義使用)

第10条 成果物に記載された試験結果について、名義使用の申請が可能です。ただし、都産技研が認めた試験内容に関してのみとし、すべての試験結果に対してこれを認めるものではありません。

2 名義使用の申請方法は、第1章第31条の通りとします。

第4章 機器利用

(目的)

第1条 本約款は、第1章第2条で定める支援事業のうち、(3)機器利用に関するお客様と都産技研との合意について、第1章で定めのない事項を定めるものです。

(サービスの適用範囲)

第2条 機器利用とは、技術相談等から派生するものであり、お客様の相談内容に基づき、都産技研が所有する設備、機器、測定装置等を含む利用環境を提供するものです。

2 機器利用の個別の適用範囲は、使用機器の内容等を記載した申込書および承諾書(様式1)及び使用機器内容(様式2)

(以下、様式1と様式2をあわせたものを「利用申込書及び承諾書」という。)に記載された範囲の機器の利用環境を提供するものです。

3 「利用申込書及び承諾書」の記載内容は、都産技研とお客様との合意のうえで決定することとします。

(申込み方法)

第3条 機器利用の申込みは、前条に定める「申込書および承諾書」を使用して行うものとします。

(機器利用指導・機器利用準備)

第4条 都産技研は、次の各号の一に該当する場合、別途都産技研が定める機器利用指導又は準備の料金等を算定します。

(1) お客様の機器利用に関して技術的な指導を必要と認める場合

(2) ライセンス制度対象機器の場合

(3) お客様から技術指導の申し入れがある場合

(4) 料金等に含まない機器の準備が必要な場合

2 前項について、機器利用指導又は準備の料金等は、30分間を1単位とし、30分を超過した時点で1単位繰り上がるものとします。

(申込み内容の変更又は中止)

第5条 第1章第22条で示すもののほか、申込み内容の変更又は中止については、利用開始前までにあらかじめ申し出るものとします。

2 受付内容の変更に対して、都産技研が変更に対応すること

ができないと判断した場合には、それに対応しない場合があります。

(支払い期限)

第6条 第1章第14条に示すものに加え、支払いが確認されたから機器の利用が可能です。ただし、利用する機器の特性により、着手前に料金が確定できないと都産技研が判断した場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの場合については、お客様は請求書発行後速やかに料金等を支払うものとします。

(利用時間)

第7条 機器利用の利用時間は午前9時から午後5時までとします。ただし、あらかじめ申請があり、都産技研が事前に認めた場合に限り、午後8時までの時間外利用が可能です。

2 あらかじめ申し込みがあり、都産技研が認めた機器設備に限り、午後5時から翌朝9時までの機器の無人での夜間連続運転が可能です。

3 都産技研が指定する機器については、無人での昼休み時間及び夜間連続運転が可能です。

4 利用時間は、機器占有時間とし、準備や片付けの時間も含むものとします。ただし、昼休み時間については、申し出があり、都産技研が認めた場合除きます。

5 昼休み時間は、原則午後0時から午後1時までとします。

6 大型の試験品等の持ち込みや利用日以前の搬入、利用日以降の搬出については、都産技研が認めたものに限りです。

(お客様の責務)

第8条 お客様は、申込書および承諾書に記載した法人の従業員(雇用関係を有する者)、個人事業主又は創業を予定している個人が機器を利用するものとし、記載のない者に利用をさせてはならないものとします。複数名で利用する場合は、すべての利用する者の所属及び氏名を記載するものとします。また、都産技研が本人確認を求めたときは、本人であることが証明できるものを提示することとします。申込書および承諾書に記載した法人、個人事業主又は創業を予定している個人と異なる者は、機器を利用することはできません。

2 お客様は、申込みにあたり、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易局第492号。申込み時に改正がなされている場合は改正されたもの)の定める特定類型への該当性についての確認、申請、誓約書の提出等、都産技研の求めに応じた対応を行うものとします。

3 お客様は、機器を都産技研の指定した場所において利用するものとし、指定場所から機器を移動及び持ち出すことを禁止します。

4 都産技研は、お客様が機器の分解、改造、都産技研の指定した範囲を越える設定変更等を行うことを禁止します。

5 お客様は、利用時間終了までに機器及び利用場所を利用開始前の状態(原状)に復して、返還するものとします。原状に復すことなく返還を行った場合、都産技研は、都産技研が原状の回復に要した費用又は原状回復作業のために要した時間を利用時間とみなし、お客様に当該利用時間分の料金相当額を請求できるものとします。

6 お客様は、一般ごみ以外の廃棄物を持ち帰るものとします。

(ライセンス制度)

第9条 お客様は、都産技研が指定する機器を利用する場合は、事前に利用方法習得セミナーを受講し、ライセンスを取得しな

ければならないものとします。

2 ライセンス取得後、お客様が希望する場合、又は都産技研が追加の受講が必要と認める場合は、利用方法習得セミナーを再受講した後に機器を利用することができるものとします。

3 利用方法習得セミナーの料金は、対象機器のセミナー所要時間を機器利用時間とみなし、当該セミナー所要時間相当分の料金等及び技術指導料の合計金額から算出するものとします。

4 ライセンスは個人単位で発行し、有効期限は当面の間は設けないものとします。ただし、お客様が故意又は重大な過失により機器に重大な損害を与えた場合は、都産技研はライセンスを取り消すことができるものとします。

5 都産技研は、都産技研の都合により、ライセンス機器の廃止又は機器の仕様変更を、お客様に断りなく行うことができるものとします。

(名義使用)

第10条 機器利用に関する名義使用は一切認められず、申請することもできません。

第5章 受託技術支援

(目的)

第1条 本章は、第1章第2条で定める支援事業のうち、(4)受託技術支援に関する事項を定めるお客様と都産技研との合意について、第1章で定めのない事項を定めるものです。

(サービスの範囲)

第2条 受託技術支援とは、技術相談等から派生するものであり、お客様の事業に係る製品・技術開発等において、支援依頼内容に基づき、都産技研が準委任型の受託業務として実施し、成果物として実施報告書を発行するまでを範囲とするものです。

2 個別の受託技術支援の範囲は、都産技研受託技術支援事業実施要綱申込書および承諾書(様式1)及び支援内容(様式2)(以下、様式1と様式2をあわせたものを「支援申込書及び承諾書」という。)に記載された範囲の支援を実施し、成果物を発行するまでとします。

3 「支援申込書及び承諾書」の記載内容は、都産技研とお客様との合意のうえで決定することとします。

(申込み方法)

第3条 受託技術支援の申込みは、前条に定める「支援申込書及び承諾書」を使用して行うものとします。

2 申込みに際し、「支援申込書及び承諾書」の記載内容について、第1章第10条に定める場合に加え、支援内容(支援の目的、範囲、方法、実施体制、実施期間、成果物その他必要事項等)について都産技研とお客様との間で合意が図れない場合、又は協議を継続することが困難であると都産技研が判断した場合には、都産技研は、「支援申込書及び承諾書」の作成自体を拒絶することがあります。

(申込み内容の変更又は中止)

第4条 第1章第22条で示すもののほか、申込み内容の変更又は中止については、都産技研が成果物を発行する前までにあらかじめ申し出るものとします。

2 お客様の責めに帰すべき事由により中止する場合、すでに着手した部分について、お客様は料金等を支払うものとします。

3 都産技研は、受託技術支援の実施により、知的財産権が新たに発生する可能性があると認めた場合には、当該受託技術支援を継続せず、終了するものとします。

4 前項の場合において、都産技研は、お客様に対し、研究事業等他の事業への申し込み等の変更を求めることがあります。

(支払い期限)

第5条 第1章第14条に示すものに加え、都産技研は、料金等の全額の支払いが確認されてから支援に着手します。ただし、支援内容の特性等により、着手前に料金等が確定できないと都産技研が判断した場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの場合については、お客様は請求書発行後速やかに料金等を支払うものとし、請求書発行後の成果物関連資料等の提供及び成果物の発行については、支払いが確認された後に行います。

(支援の実施)

第6条 お客様は、支援に必要な提出物として都産技研が指定する物について、お客様の責任と費用により、都産技研が指定する場所に提出するものとします。提出物が提出されない場合、都産技研は支援の実施を中止又は支援を終了することができます。

2 都産技研は、支援実施後に同提出物を返却時における現状有姿にて返却するものとし、この際の費用についてもお客様の負担とするものとします。支援実施による提出物の費消、損耗、変質、汚損等について都産技研は責任を負いません。

3 支援は、職員によるもののほか、お客様の立ち会い及びオンライン実施ができるものとします。

4 オンライン実施による場合は、第2章第5条第3項から11項及び同第6条と同様とします。

(出張による実施)

第7条 都産技研は、支援実施にあたり都産技研が必要性を認めた場合、出張による支援を行います。

2 前項による支援は、原則、中小企業に該当するお客様へ提供します。ただし、創業を予定している個人及び都産技研が認めた場合によってはこの限りではありません。この場合において、創業を予定している個人に対しては、創業目的に関する内容の場合に限ります。

3 本条第1項による支援実施場所は、国内に限ります。

4 支援可能時間は、移動に要する時間も含め、都産技研の営業時間(午前9時から午後5時まで)を基準として、その前後3時間の範囲内で実施できるものとします。ただし、具体的な出張による支援の実施時間については、都産技研において職員その他支援を実施する者と協議の上定めず。

5 都産技研は、出張による支援を行う場合、お客様に対し、職員が所属する都産技研の拠点から支援実施場所までの公共交通機関による往復の交通費を請求するものとします。

6 前項の支払い及び支払い期限については、本章第5条第2項に従うものとします。

(外部委託による実施)

第8条 都産技研は、都産技研の裁量により、実施の一部を都産技研が認めた外部専門家へ委託する場合があります。

2 前項による支援は、東京都内に事業所を有する中小企業のお客様へ提供します。

3 本条第1項による支援実施場所は、東京都内に限ります。

4 支援可能時間は、原則として都産技研の営業時間(午前9時から午後5時まで)内とします。ただし、都産技研以外の場所で実施する場合は、移動に要する時間も含め、当該営業時間を基準として、その前後3時間の範囲内で実施できるものとします。

5 ただし、具体的な支援の実施時間については、都産技研において外部専門家と協議の上定めず。

6 都産技研は、外部委託へ委託する場合、お客様に対し、外部専門家の支援実施場所までの公共交通機関による往復の交通費を請求するものとします。

7 前項の支払い及び支払い期限については、本章第5条第2項に従うものとします。

（成果物の発行）

第9条 都産技研は、支援終了後に実施報告書を発行することをもって受託技術支援の履行完了とみなします。

2 実施報告書は、日本語での発行のみとします。

3 実施報告書の副本は、実施報告書の発行日から1年以内の発行のみとします。

4 実施報告書は、原則郵送とし、「支援申込書及び承諾書」に記載の住所へ送付します。ただし、事前に都産技研に申し出て、都産技研が承諾した場合に限り、お客様の別事業拠点へ郵送先を変更します。

（成果物の修正又は変更）

第10条 都産技研は、都産技研の責めに帰すべき事由による場合を除き、発行後の成果物の修正又は変更は行いません。

2 都産技研は、都産技研の責めに帰すべき事由により、やむを得ず成果物の修正又は変更をする場合は、お客様に対し料金等を請求しません。

（受託技術支援の保証範囲）

第11条 受託技術支援は、技術の支援を行うものであり、支援による成果、効果、効能、有用性、知的財産権の発生等の結果については一切保証するものではありません

2 成果物に記載された支援結果は、当該支援に供された依頼品に対するものであり、材料、部品、製品等の商品全体の性能・効能等を保証するものではありません。

3 成果物は、成果物に記載された事項・文言を超える機能、性能、効果、効能、成果等を保証するものではありません。

4 お客様又はお客様から成果物の提供を受けた第三者が、第2項及第3項にて非保証となっている事項についての保証の根拠として、または保証の根拠と誤認される恐れのある方法によって成果物を使用することはできません。都産技研はそのような行為に対して差止め等を請求することができます。

（名義使用）

第12条 成果物に記載された支援結果について、名義使用の申請が可能です。ただし、都産技研が認めた支援内容に関してのみとし、すべての支援結果に対してこれを認めるものではありません。

2 名義使用の申請方法は、第1章第31条の通りとします。

制定 2021年4月1日

改正 2021年11月9日

一部改正 2022年3月30日

改正 2023年5月22日

改正 2023年7月19日

改正 2023年11月13日

改正 2024年4月1日

改正 2024年7月1日

改正 2025年4月1日

改正 2025年11月6日

改正 2026年4月1日